

審 査 基 準

平成17年4月1日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第10条第5項
処 分 概 要：認定書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則 ・ 第9条第2項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日以内
申 請 先：申請書は、兵庫県内の警察署の交通課の窓口、又は兵庫県警察本部交通指導課に提出してください。
問 い 合 せ 先：兵庫県警察本部交通部交通指導課放置駐車管理センター 078 - 341 - 7441（内線5154）
備 考：